

塗膜中のPCB等の分析

「365日」技術者が対応いたします



株式会社環境

本 社

〒581-0092
大阪府八尾市老原4丁目141番28号

☎ 072-949-2863

FAX 072-968-7303

✉ kanbun@kankyo-yao.co.jp

URL: <http://kankyo.hp.gogo.jp/pc/>

高見分析所

〒581-0017
大阪府八尾市高美町6丁目8番60号

技術者直通電話

080-2529-7072(中川)

090-5674-4862(喜多)



株式会社 環 境

PCB

鉛

クロム

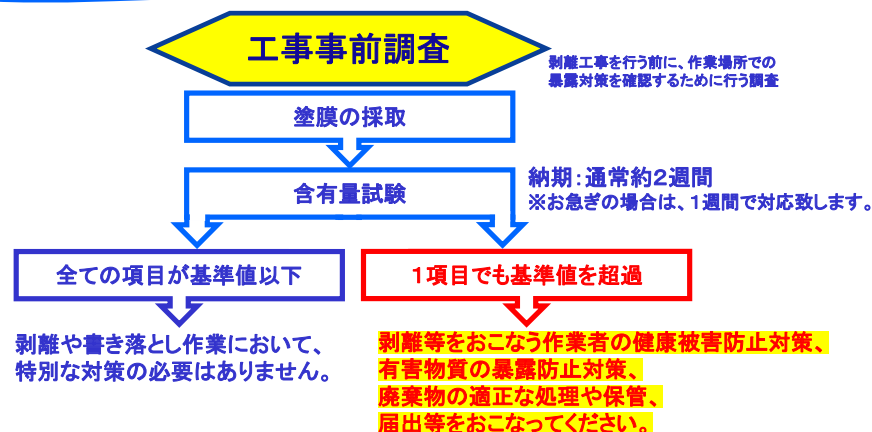
有害物質を含む塗膜処理について

橋梁や水門、タンク等の鋼構造物には、過去に有害物質(PCB、鉛、クロムなど)が含まれている塗料が使用されていました。

塗装の塗り替え工事等で塗膜の剥離工事を行う前に、塗膜の調査を行い、有害物質が含まれているか否かを確認しなくてはなりません。

調査の結果、有害物質が含まれていた場合には、労働安全衛生法に定める施工時の安全管理(有害物質の暴露防止)や廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物としての保管または適正な処理が必要です。

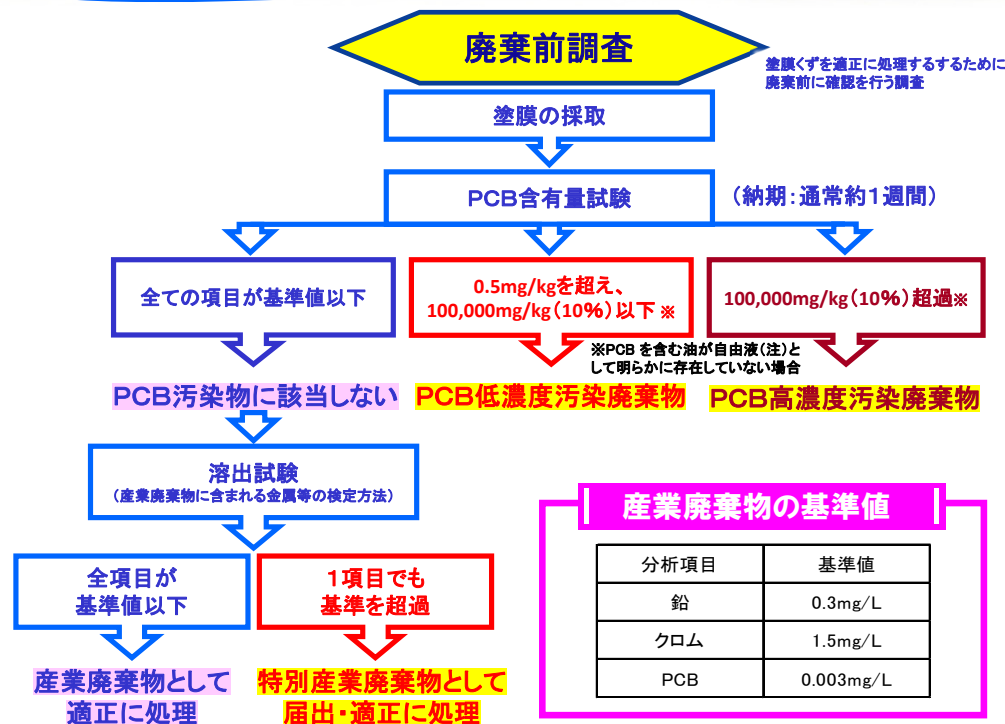
塗膜の剥離工事前に必要な調査



有害物質暴露防止に係る塗膜分析と基準

分析項目	該当法規による基準	
鉛	含有しないこと	検出された場合、「鉛中毒予防規則」が適用される
クロム	1%以下	濃度が1%を超える場合、「特定化学物質障害予防規則」が適用される
PCB	1%以下	濃度が1%を超える場合、「特定化学物質障害予防規則」が適用される

塗膜くずを廃棄する際に必要となる調査



※4塗膜くずの適正な廃棄には、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)の分析結果が必要となる場合があります。ただし、分析項目については、自治体や処理を委託する処理場により異なります。事前に分析項目をご確認ください。

